

大野城市郵送入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）第91条第1項及び第96条の2に規定する入札書の提出において、郵送による入札（以下「郵送入札」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵送入札を行う契約（以下「対象契約」という。）は、一般競争入札に付する工事のうち、特に市長が必要と認めるものとする。

(入札説明書等への記載)

第3条 対象契約の公告に際して配付する技術資料提出要領又は指名通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札は郵送入札により行うこと。
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 郵送入札の条件に反した入札は無効となること。
- (4) その他必要と認める事項

(入札書の郵送)

第4条 対象契約の入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び入札額に係る工事費内訳書を、あらかじめ交付する送付用封筒（様式第1号）に入れ、対象契約ごとに定める入札書到着期限日（原則として、開札日の前日とする。）の午後5時までに財政課に到着するように、郵便局による書留、簡易書留若しくは配達記録郵便が付加された通常郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受及び配達記録が残る信書便を用いて郵送、又は持参しなければならない。

2 入札参加者は、送付用封筒の所定の欄に、開札日、件名並びに差出人（入札参加者）の所在地及び商号又は名称を正しく記載しなければならない。

3 第1項の規定による郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(送付用封筒の受理及び整理)

第5条 前条第1項の規定により郵送された送付用封筒を受理したときは、直ちに財政課長が厳重に保管するものとする。

2 受理した送付用封筒は、入札書到着期限日に対象契約ごとに整理し、送付用封筒が到着していない入札参加者がある場合は、当該入札参加者に対して事実確認を行うこととする。

3 事実確認のために、郵便局等への調査を必要とする場合は、当該調査は、入札参加者において行うものとする。

4 前項の調査の結果、未着の原因が郵便局等の責によるもの又は天災等不可抗力によるものであることが、当初定めた開札日時までに判明した場合は、当該送付用封筒が到着するまで、開札日時を延期することができる。

(送付用封筒の不受理事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する送付用封筒は、不受理とする。

- (1) 第4条第1項に定める郵送方法によらずに郵送により到着したもの
- (2) 指定の送付用封筒でないもの
- (3) 対象契約ごとに定める入札書到着期限日の午後5時を過ぎて到着したもの（前条第4項の規定により、開札日時を延期した場合を除く。）
- (4) 送付用封筒に記載された開札日、件名又は差出人（入札参加者）の記載に不備があり、対象契約の件名が推定できないもの

2 前項の規定により、不受理とした送付用封筒は開封せずに、不受理とした理由を付記して、対象契約関係書類と一緒に保存する。

3 一の入札参加者から、一の対象契約について複数の送付用封筒が届いた場合においては、受理して開札し、当該入札参加者が一の対象契約について複数の入札を行ったと認められるときは、当該

入札参加者の当該入札を全て無効とする。

(開札の立会人)

第7条 開札の立会人は、対象契約ごとに、当該対象契約への参加申請を行ったときの申請順位が、別表に定めている順位に該当する者2名を選任するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

2 前項により選任する立会人には、入札参加資格の確認又は指名を行うときに、立会人選任通知書(様式第2号)により通知するものとする。選任された立会人は、立会いを辞退することはできない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項ただし書のやむを得ない事由による立会いの辞退があったときは、時間的に可能な限り、当該対象契約の他の入札参加者の中から立会人を補充選任するものとする。

4 立会いは、選任された入札参加者の代表者若しくは年間受任者(以下「代表者等」という。)又は代表者等から委任を受けた代理人が行うものとする。

5 前項に定める者であることを確認するため、立会人及びくじを引く者に係る通知書(様式第3号)の提出を求め、この通知書が提出できないときは、立会いを拒否するものとする。

6 開札の日時を過ぎても立会人が2名とも参集しない場合は、当該入札業務に関係のない職員1名が立ち会うものとする。

(開札)

第8条 開札は、対象契約ごとにあらかじめ定めた日時及び場所において行う。

2 開札の結果、同価入札によるくじとなった場合は、後日、改めて同価入札を行った入札参加者全員を集めてくじを引くこととする。ただし、同価入札を行った入札参加者が、立会人に選任され、現に立会いをしている入札参加者である場合は、その場で、当該立会人がくじを引くこととし、当該入札業務に関係のない職員1名が立ち会うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大野城市ダイレクト型競争入札実施要領(平成18年要領第6号)により郵送入札を行う場合は、同要領の規定による。

(落札者への通知)

第9条 開札の結果、落札した入札参加者に対しては、電話により落札した旨を通知することとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月27日から施行する。

附 則(平成19年要領第4号)

この要領は、平成19年10月4日から施行する。